

# 流開データプール登録規約

2018年3月30日 制定

一般財団法人流通システム開発センター（以下、当センター）が管理・運営する流開データプール（以下、流開 DP）への商品情報の登録と適正な管理・利用のために流開データプールの登録規約を定める。

## 第1条（定義）

本規約で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「流開 DP」とは、登録事業者の GTIN（Global Trade Item Number：商品識別コード）とこれに付随する商品情報の登録と適正な管理・利用を可能とするサービスのことをいう。
- 2 「登録事業者」とは、当センターより GS1 事業者コードの貸与を受けたものをいう。
- 3 「ブランドオーナー」とは、製造業者、またはプライベート商品を有する卸売業者、小売業者をいう。
- 4 「多言語商品情報提供サービス（以下、多言語サービス）」とは、訪日外国人向けにブランドオーナー発信の正確な商品情報の提供と利用及び販売促進を主な目的として、当センターが管理・運営するサービスのことをいう。
- 5 「JICFS/IFDB（JAN Item Code File Service/Integrated Flexible Data Base）」とは、卸売業や小売業で作成負荷の大きい商品マスター情報をブランドオーナーから収集、整備し、その情報を提供することを目的として、当センターが管理・運営するサービスのことをいう。
- 6 「GS1」とは国際的な流通標準化推進機関であるベルギー法人 GS1 AISBL のことをいう。
- 7 「GS1 Cloud」とは全世界から入手したブランドオーナー発信の商品情報を GS1 が一元管理し、小売業やオンライン小売業、モバイルアプリ事業者等に提供するサービスのことをいう。
- 8 「利用者」とは、本条の第4項、第5項、第7項のサービスを通じて、流開 DP に提供された商品情報を利用するもの及び、流開 DP にアクセスし流開 DP に登録された商品情報を利用する製造業者、卸売業、小売業及びこれら企業を支援する企業をいう。

## 第2条（流開 DP の登録申請）

- 1 流開 DP へ自社の商品情報の登録を希望する登録事業者は、当センターのウェブページで公開されている「流開データプール登録申請フォーム」から、登録申請（以下、申請）を行う。
- 2 当センターにより申請内容が認められた登録事業者に対して、当センターは、「流開 DP 登録者用 ID・パスワード通知書（以下、通知書）」を発行する。
- 3 登録事業者は、本条第1項で行った申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を当センターに e メール（gs1jp-dp@dsri.jp）で連絡しなければならない。

## 第3条（商品情報の登録）

- 1 流開 DP に自社の商品情報を登録できるものは、第2条の申請によって通知書を発行された登録事業者（以下、流開 DP 登録者）に限る。
- 2 流開 DP 登録者は、流開 DP に登録された自社の商品情報が正確かつ最新の情報となるよう努めなければならない。

- 3 流開 DP 登録者は、流開 DP に商品情報を登録する必要がなくなった場合、当センターに e メール (gs1jp-dp@dsri.jp) で連絡し、通知書記載の流開 DP の ID 及びパスワード (以下、ID・パスワード) を無効にする手続きを行わなければならない。
- 4 ID・パスワードが無効になった登録事業者の商品情報は原則削除されないが、当該登録事業者の商品情報の削除が必要な場合、当センターに e メール (gs1jp-dp@dsri.jp) で連絡することで、当該商品情報を削除することができる。

#### 第 4 条 (流開 DP の ID・パスワード)

- 1 流開 DP 登録者は、ID・パスワードの使用及び管理について一切の責任を負う。
- 2 流開 DP 登録者の ID・パスワードの管理不十分、第三者の使用、漏洩等による損害の責任は流開 DP 登録者が負い、当センターは一切責任を負わない。

#### 第 5 条 (料金)

- 1 流開 DP 登録者による、流開 DP への自社商品情報の登録及び利用は無料とする。
- 2 流開 DP に接続するためのインターネット接続プロバイダーとの契約費用や通信費等は流開 DP 登録者の負担とする。

#### 第 6 条 (流開 DP のサービス変更・中断・中止)

- 1 当センターは、事業上の理由、システムの不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、偶発的事故、停電、通信障害、不正アクセス、その他の事由により、当センターが必要と判断した場合には、事前に通知することなく、流開 DP のサービスの変更、中断または中止を行うことができる。また、それに起因して生じたいかなる損害についても、当センターは責任を負わない。

#### 第 7 条 (商品情報の公開及び提供)

- 1 流開 DP に登録された商品情報は利用者に公開または提供される。ただし、JICFS/IFDB には、JICFS/IFDB として提供するために必要な編集・加工等を実施して公開または提供される。
- 2 流開 DP 登録者は、流開 DP に商品情報を登録した時点で、本条の第 1 項及び当センターのウェブページで公開されている「GS1 CLOUD BRAND OWNER TERMS OF PARTICIPATION (GS1 Cloud ブランドオーナー参加条件) 及びその変更後の条件」に同意したものとみなされる。

#### 第 8 条 (禁止事項)

流開 DP 登録者は、流開 DP のサービス利用にあたって次の各項に定める行為 (以下、禁止事項) を行ってはならない。

- 1 他の登録事業者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、また侵害するおそれのある行為。
- 2 他の登録事業者もしくは第三者の権利、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 3 事実に反する、またはそのおそれのある情報を登録する行為。
- 4 ID 及びパスワードを不正に使用する行為。

- 5 法令に違反する行為、または法令に違反するおそれのある行為。
- 6 その他、当センターが不適切と判断する行為。

#### 第9条（付随的な権利）

- 1 流開 DP に登録された商品情報を使用する権利は、当センターが保有する。
- 2 第7条第1項の流開 DP から JICFS/IFDB に提供され、編集・加工などを実施した商品情報（JICFS/IFDB データ）の著作権は当センターに帰属する。
- 3 流開 DP 登録者に貸与されている GS1 事業者コードが無効になった場合、もしくは流開 DP 登録者が第8条に定める禁止事項を行った場合、当該流開 DP 登録者の ID・パスワードを無効にする権利を、当センターは保有する。
- 4 流開 DP に、当センターが不適切と判断する商品情報の登録があった場合、流開 DP から当該商品情報の登録を削除する権利を、当センターは保有する。
- 5 流開 DP 登録者は、多言語サービス、JICFS/IFDB、GS1 Cloud のいずれかに対して、自社の商品情報の提供及び公開を希望しない場合は、当センターに e メール（[gs1jp-dp@dsri.jp](mailto:gs1jp-dp@dsri.jp)）で連絡することで、当該商品情報の提供及び公開について制御することができる。

#### 第10条（免責）

- 1 流開 DP への商品情報の登録は流開 DP 登録者の責任で行い、当センターは、流開 DP に登録された商品情報の正確性及び完全性などに関して、いかなる保証も行わない。
- 2 流開 DP が何らかの原因により利用できなかったことにより生じる損害について、当センターは責任を負わない。

#### 第11条（規約の変更）

- 1 当センターは、事前の通知をすることなく本規約の全部または一部を変更することがある。
- 2 当センターが別途定める場合を除き、本規約の変更は当センターのウェブページ上に掲載する方法によって通知する。
- 3 本規約の変更後は、変更後の規約のみ有効とする。

#### 第12条（個人情報の取扱）

- 1 個人情報について、当センターはウェブページで公表する個人情報保護方針その他の規程に基づき、適切に取り扱うものとする。

#### 第13条（準拠法及び管轄裁判所）

- 1 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とする。
- 2 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本規約は、2018年3月30日から適用する。